

個人の方へ 生活を支えるための支援のご案内

魚津市民生部 社会福祉課まとめ

※令和2年6月22日時点のものであり、今後変更となる可能性があります

区分	支援の名称	内 容	問い合わせ先 時間帯の記載がない場合は 平日のみ 8:30～17:15 の対応となります。	
生活費に困っているとき	◆特別定額給付金	基準日(令和2年4月27日)に住民基本台帳に記録されているすべての方に対し、1人当たり10万円の給付を行います。申請・受給者は、世帯主となります。	5月22日に該当世帯に申請書を送付しました。 申請受付期限は8月24日です。	市役所 特別定額給付金専用 0765-23-1257
	◆傷病手当金	国民健康保険の被保険者であり、給与等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染して、療養のために仕事ができなくなった場合などの一定の要件を満たした場合に傷病手当金を支給します。		市役所 市民課医療保険係 0765-23-1011
	◆市税等の納付困難(猶予・減免)	市税(市県民税、固定資産税、国民健康保険税等)、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付が困難になった場合、徴収猶予などの措置を受けられる場合があります。	市税の徴収猶予の特例制度が創設されています(無担保・延滞金なし) 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入が前年同期に比べ20%以上減少しており一度に税を納付することが困難である場合	市役所 税務課納税係 0765-23-1086
	◆県税の納付困難(猶予)	県税(法人県民税、不動産所得税、自動車税等)の納付が困難になった場合、徴収の猶予を受けられる場合があります。	県税の徴収猶予の特例制度が創設されています(無担保・延滞金なし) 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入が前年同期に比べ20%以上減少しており一度に税を納付することが困難である場合	富山県総合県税事務所 076-444-4508 (県東部担当)
	◆緊急小口資金・総合支援資金(貸付)	新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用の貸付を行います。	・緊急小口資金(主に休業された方) 上限 10万円以内 ※特例の場合 20万円以内 ・総合支援資金(主に失業された方、生活の立て直しが必要な方) 上限 月15万円以内(単身) 月20万円以内(二人以上)	魚津市社会福祉協議会 0765-23-0899
	◆住居確保給付金(家賃)	休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方に対して、一定期間家賃相当額を支給します。(拡充)	離職・廃業をした日から2年以内、または、休業等により収入が減少し、離職と同程度にある方で収入基準額、資産基準額を満たす方 上限 月2.2万円/月(単身) 月2.6万円/月(二人)	富山県東部自立生活支援センター 0765-24-2255 (平日のみ 9:00～16:00)
	◆国民年金保険料の納付困難(免除)	新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時による特例免除申請を受付しています。郵送での申請をお願いしています。		市役所 市民課市民係 0765-23-1012 魚津年金事務所 0765-24-5153
	◆水道料金・下水道使用料の支払い困難(猶予)	緊急小口資金・総合支援資金の貸付対象者等、水道料金・下水道使用料の支払いが困難な方は、支払い猶予等の措置を受けられる場合があります。		市役所 上下水道課水道業務係 0765-23-1013
	◆生活保護	現に生活に困窮している方に、最低生活費の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施していきます。利用しうる資産はすべて活用することが原則です。		市役所 社会福祉課保護係 0765-23-1077
	◆携帯電話料金、電気料金などの支払いが困難(猶予)	携帯電話事業者、電気事業者ごとに支払い期限の延長等の措置を受けられる場合があります。		各事業者
子育て世帯向け	◆小中学校の給食費等の支払い困難	就学援助事業	新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、世帯の総収入が市教委の定める基準を下回る世帯に対し、給食費、学用品費等を支給	市教育委員会 学校教育課 0765-23-1044
	◆高校等の教育費(授業料以外)の支払い困難	高等学校等奨学のための給付金	家計急変により非課税世帯に相当すると認められる世帯への給付 公立:最大 129,700円/年 私立:最大 138,000円/年	[県内在学]在学している学校 [県外在学] 公立:県教育委員会県立学校課 076-444-3448 私立:県企画調整室 076-444-3159
	◆私立高校の授業料の支払い困難	富山県私立高等学校生徒奨学補助金(家計急変世帯への支援)	家計急変事由が生じた世帯に対し、授業料を助成 金額:最大 3万3千円/(月額) 期間:家計急変事由が発生したときから翌年6月まで	在学している県内私立学校
	◆大学・専門学校等の授業料等の支払い困難	日本学生支援機構の奨学金制度には、コロナウイルス感染症の影響により家計の変動があった場合、減少した家計の状況によっては、給付型の奨学金が受けられる制度があります。また、各大学等においても授業料の納付猶予などの相談に応じています。		独立行政法人日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301 (平日のみ 9:00～20:00)
	◆子育て世帯への臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当(本則給付)を受給する世帯に対して、対象児童一人あたり1万円を給付します。公務員以外は6月10日に支給が完了しています。公務員は10月30日まで申請受付しています。		市役所 こども課子育て支援係 0765-23-1006
その他	◆ひとり親家庭等応援給付金(魚津市独自)	児童扶養手当を受給している世帯に対し、児童一人につき3万円を支給します。 5月中に支給が完了しています。		市役所 こども課子育て支援係 0765-23-1006
	◆救援おつかいタクシー	買い物が困難となっている方に代わり、タクシードライバーが買いもの等を行い、お届けするサービスです。※同乗はできません。	利用料金 1時間まで500円 以降10分ごとに500円ずつ加算	魚津交通㈱ 0765-22-0640 ㈱金閣タクシー 0765-22-1030